

Japanチャレンジプログラム  
スポンサーから情報収集計画書案が提出された場合の対応について  
(お知らせ)

平成19年11月7日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

Japan チャレンジプログラムのスポンサー企業におかれましては、本プログラムへ多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。皆様のご協力により、スポンサー企業からの情報収集計画書の提出も進んできておりますので、その際の標準的な手続きについてご参考までにお知らせいたします。

- ① スポンサー事業者から情報収集計画書案（テンプレート含む）がメールにて提出された場合、環境省から送付元のスポンサー事業者に対し、速やかに（送付メールへの返信の形で）受信した旨と今後の対応についてご連絡します。
- ② 厚生労働省、経済産業省、環境省（以下「3省」という。）において、提出された計画書のそれぞれの担当する部分についての形式チェック及び収集済み情報の信頼性スコアが妥当なものであるかの確認等を行い、計画書の内容についてスポンサー事業者へ照会・指摘する必要がある場合は、各省から個別に連絡し、調整します。各省は、個別の調整が終了した際に、スポンサー事業者に対し、3省による確認がすべて終了したことを確認したところで、環境省から再提出を依頼するメールを送付することとなっている旨連絡します。一方、特に指摘事項がない場合は各省からの個別連絡はございません。
- ③ 事業者との調整を含め、3省による確認がすべて終了した時点で、改めて環境省から事業者に対し、今後の対応についてメールにて連絡をします。

(修正された計画書が提出された場合も①～③を繰り返します。)

引き続き本プログラムへのご協力よろしくお願い致します。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

TEL 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL 03-3501-0605

FAX 03-3501-2084

環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

TEL 03-5521-8253

FAX 03-3581-3370